

豊田啓太 様

このたびは費用対効果 500%超 Google 広告講座 アドバンスコースの受講、おめでとうございます。

この講座では Google 広告のスキルを身に付けて、広告代理店などに頼らなくても自身で運用し、費用対効果 500 超えを目指す講座です。

その中で、最低限のルールを設けておりますので、ここに契約書を交わさせていただきます。

PDF にて送信しますので、お名前、ご住所、電話番号を PDF に書き込んで頂き、送信して頂けますでしょうか。

よろしくお願い致します。

令和6年 12 月 10 日

Google 広告講座 アドバンスコース

主宰 ユキカタ整骨院 行方雅人

ユキカタ整骨院 行方雅人 御中

Google 広告講座 アドバンスコース

守秘義務契約書

本講座サービス提供開始日: 令和 6 年 12 月 10 日～

Google 広告講座 アドバンスコースにおいて知り得た

個人情報を多言しないことを約束いたします。

記入年月日 令和 年 月 日

氏名 電話番号

Google 広告講座 アドバンスコース

サービス提供契約書

_____（以下「甲」という）及びユキカタ整骨院（以下「乙」という）は、乙が甲のために提供する「**Google 広告講座 アドバンスコース**」（以下「本講座」という）に関し本日以下の通りサービス提供契約（以下「本講座」という）を締結する。

第 1 条（本契約の目的）

1. 本契約は乙が本講座を甲に提供することにより、本講座が目標としているビジネスに必要なと考えられるビジネススキルの養成及び関連知識・技能の習得などを目的とする。
2. 甲及び乙は、本講座により就業の斡旋、実務指導又は本講座が目標としているビジネスの集客その他の成功を約束するものではないことを確認する。

第 2 条（本講座の内容及び期間）

1. 本講座は「**Google 広告講座 アドバンスコース**」という名称の教育セミナーである。
2. 本講座の契約期間は令和 6 年 12 月 10 日 から令和 7 年 6 月 9 日までとする。

【講座内容】

- 1.リスティング基礎初期設定
- 2.アカウント設計
- 3.リスティング広告に必須の PDCA サイクル
- 4.リスティング広告の ROAS(費用対効果)を最大化するための基礎知識
- 5.リスティング広告に使う専門用語
- 6.リスティング広告の効果を測る計算式
- 7.アカウントの立ち上げからクレジットカードの設定
- 8.タグの設定方法

学んでいく順番と詳細

レッスン 1

リスティングの基礎と初期設定をマスターします

- ・リスティング広告の特徴
- ・リスティング広告に使う専門用語を学ぶ
- ・アカウントを立ち上げる
- ・コンセプトメイク
- ・3C 分析
- ・ターゲティング
- ・ペルソナ設定
- ・タグの設置方法

レッスン 2

- ・費用対効果 500%超を目指すアカウントを設計する
- ・アカウント構造の全体像を理解する
- ・キャンペーンとグループ、広告、それぞれの役割と機能
- ・実際にアカウントを設計する
- ・機械学習と予算の考え方
- ・入稿するテキストの種類と数
- ・テキストの作り方と効果検証の手順
- ・入稿戦略とその他の設定
- ・キャンペーンと広告グループ、広告文の設定
- ・表示オプションを設定して公開までの流れ
- ・除外キーワードの設定
- ・スケジュール配信の設定
- ・入札戦略の設定

レッスン 3

- ・広告で最大の結果を出すための運用方法
- ・広告運用の改善案をロジカルに考える
- ・広告の結果に影響するもの
- ・CPC に影響するもの
- ・CVR に影響するもの
- ・定期的にやるべき改善施策
- ・広告で結果を出すための LP 改善のポイント
- ・広告レポートの作成手順
- ・広告レポートを分類する方法
- ・キーワードプランナーの使い方

レッスン 4

- ・リスティング広告の運用効率を上げる方法
- ・カスタムオーディエンスについて
- ・カスタムオーディエンス(データセグメント)の設定手順
- ・カスタムオーディエンス(カスタムセグメント)の設定手順
- ・管理画面上の CV 数が実際より多い問題

- ・重複コンバージョン問題への対策
- ・結果を出すためのペルソナへの向き合い方

レッスン5

最強の LP を作るための重要なポイントをワーク形式で学ぶ

- ・圧倒的な権威性
- ・圧倒的な実績
- ・上記の 2 項目がない場合の打ち出し方
- ・広告との整合性
- ・ワクワクするような理想の未来を連想させるベネフィット

以上のことを学び広告を運用し、PDCA サイクルを回しながら
費用対効果 500%を超えるようなスキルを身に付けることをゴールとする。

【特典】

スペシャル特典

☐ 年間チャットワークで質問し放題

講座の期間は 6 カ月ですが、その後も何かと質問したいことが出てくると思いますが、1 年間はサポートさせていただきます。

☐ 講座期間内に隔週、計 12 回の個別 ZOOM コンサル

講座期間の 6 カ月の間、隔週で計 12 回の ZOOM 個別コンサルを行うことで、確実に成果を出せるようになります。

☐ 会員サイト一生見放題

通常の講座では講座が終了すると同時に会員サイトのコンテンツも見れなくなり、ガッカリしたなんていう経験をした方も多いと思います。
この講座では講座、サポートが終了しても会員サイトは一生見れるようにしました。

コンテンツもアップデートしていきますので陳腐化した無意味な情報しか見れないなんてことはありませんので安心してください。

□ 講座代金回収保障

1 年間のサポート期間中、広告からの売上が広告費を差し引いた LTV が講座代金を下回った場合は、回収できるまでサポート期間を延長いたします。ただし、ワークをカリキュラム通りにやって進捗シートを提出しているという条件を付けさせていただきます。

【その他14大特典】

- ①Google 広告への質問の仕方解説
- ②Canva の使い方基礎講座
- ③Vllo の使い方基礎講座
- ④Vrew の使い方基礎講座
- ⑤LINE 構築の使い方基礎講座
- ⑥24 時間ネット予約構築の使い方基礎講義
- ⑦インスタ最新運用法の基礎講義
- ⑧Facebook でリストをザクザク取得する方法基礎講義
- ⑨コンテンツ販売基礎講義
- ⑩写真 AC 活用法基礎講義
- ⑪LP作成講義
- ⑫ヒートマップの使い方講義
- ⑬セミナーを主催するためのZOOM使い方講座

⑭反応を3倍にするキャッチコピー集

第3条(代金及び支払)

1. 甲は乙に対してカード決済により298,000円(消費税込)を支払うものとする。
2. 甲は、乙に対し、甲の申込日から3日以内に当事者欄に記載の振込口座に振り込む方法またはインターネット上の決済代行を利用する方法により、

本講座の代金として金298,000円(税込)を支払う。但し、振込手数料は甲の負担とする。

第4条(代金未払いと本講座提供の中止)

1. 甲が代金の支払い義務を怠った時は、甲は直ちに期限の利益を喪失し、残代金を支払う義務が生じるとともに、乙は甲に対する本講座の提供を再開することができる。

第5条(確認事項)

甲は、以下の事項について承諾する。

- ①本講座を受講した効果や本講座によって示された表現の再現性については個人差があり、必ずしも本講座により利益や効果が生じるわけではないということ。
- ②乙が本講座の受講風景をカメラなどにより撮影、録画し、録画した映像を乙が乙のホームページ上で各種広告、教材などとして利用すること。
- ③本講座により提供される商品、内容などに変更があり得ること。

④本講座は本契約締結時における Zoom 仕様に基づき提供されるものであり、本契約期間内に Zoom による仕様変更があっても甲は第 3 条に定める代金の支払い義務を負うこと。

第 6 条(受講の承諾及び拒否)

本契約締結後、甲が以下の項目の一つにでも該当することが判明した場合、乙は本講座の提供を拒否、または中止することができる。

①甲が以前に乙の利用規約違反などにより、乙から契約解除またはサービスなどの利用取り消し等を受けていた場合。

②甲が乙に対する返金の申し出により返金を受けたことがある場合。

③甲の申し込み内容に虚偽が含まれているその他の不正行為があった場合。

④甲が身体的、または精神的な疾患を保有しており、本講座を十分に受講できる状態でない場合。

⑤その他乙が甲を本講座の受講することを不適切と判断した場合。

第 7 条(禁止行為)

1. 甲は以下の各号に該当する行為をしてはならない。

①他の受講者若しくは乙の関係者に迷惑をかける行為又は本講座の進行を妨げ若しくは批判、誹謗中傷する行為

②本講座の受講中に途中退席した場合の受講料の返金要求

③本講座を通じて若しくは本講座に関連して営利を目的とした行為若しくは受講者を勧誘する行為(ネットワークビジネス、宗教活動等を含むがこれに限らない)又はその準備行為。

④法律に違反する行為又は違反する恐れのある行為

⑤その他講座の講師及び乙が不適切と判断する一切の行為

2. 甲が前項各号に該当する行為を行なった場合、乙は甲に対し、本講座の提供を拒否することができる。

第8条(個人情報の取り扱い)

1. 乙は乙の製品の発送、代金の決済、新商品およびサービスなどに関するお知らせ、商品開発、マーケティング活動のために甲の個人情報を利用できるものとし、乙は本目的に必要な範囲で甲の個人情報を第三者に提供する。

2. 乙は前項に規定する場合または法令などに基づく場合を除き、甲の承諾なく甲の個人情報を提供しない。

3. 甲は乙に対し乙が保有する甲の個人情報の開示を求めることができる。

4. 甲は乙から開示された甲の個人情報に誤りがあった場合、乙に対し甲の個人情報の訂正および利用の停止を求めることができる。

第9条(譲渡などの停止)

本契約に基づいて本講座の提供を受ける権利は甲のみに帰属するものであり、甲は乙の書面による同意なく本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務を譲渡してはならず、また、本講座につき第三者に対して頒布、販売、譲渡、貸与、使用許諾権の設定その他第三者に本講座の提供を受けさせる一切の行為を行ってはならない。

第10条(知的財産権)

1. 本講座を構成するまたは本講座に付随するすべてのプログラム、ソフトウェア、サービス、手続き、商標、商号及びそれに付随する技術全般は、乙または本講座の講師その他の乙が権利を付与する第三者に帰属するものとする。

2. 甲は乙から本講座に関して提供される情報またはファイルの全てにつき、本講座を受講する目的又は本講座において許諾された方法のみで利用できるものとし、それ以外の方法(複製、頒布、譲渡、自動公衆、送信などを含むが、これに限られない)によっては、一切使用できないものとする。

3. 甲は事前の乙の書面による同意もなくいかなる方法においても、第三者をして本講座などを通じて提供される情報またはファイルの全てについて、使用させたり公開させたりすることはできないものとする。

4. 甲は、甲が本講座の一環として作成したものにつき、第三者の著作権その他の権利を侵害しない。

5. 本条の規定に違反して第三者の間との間に紛争が発生した場合、甲は自己の費用と責任において、当紛争を解決するとともに乙をいかなる場合においても免責し、損害を与えないようにする。

第 11 条(免責)

1. 甲は乙が本講座を提供する際に際し、甲が本講座の受講中に負傷した場合や、本講座の受講後に心身の変調をきたした場合その他本講座の受講中に不慮の事故が発生し甲が損害を負った場合であっても、乙の故意または重過失に基づいて生じた場合を除き(この場合の損害請求額は乙が受領した代金を上限とする)乙に対し、損害賠償請求または費用償還請求を行わないものとする。

2. 本講座は本契約締結時における ZOOM の仕様に基づき提供されるものであり、乙は ZOOM による仕様変更その他の乙の責に帰することができない事由によって甲に発生した損害について一切責任を負わない。

3. 本契約期間内に ZOOM による仕様変更があった場合であっても、乙は甲に対して本講座の内容を超えて当該仕様変更後の仕様に関する新たな情報を提供する義務を負わない。

第 12 条(損害賠償)

1. 甲が本契約に違反し又は不正行為により乙に対し損害を与えた場合、乙は甲に対し損害賠償請求ができるものとする。

2. 甲が本講座の利用・購入により第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任でこれを解決するものとし、乙はいかなる責任も負担しないものとする。

第 13 条(反社会的勢力の排除)

1. 甲及び乙は互いに、自らが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員ではなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうロゴまた

は特殊知能暴力集団など、その他これらに準ずるもの（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来的にも該当しないことを確約する。

- （１）暴力団員が経営を支配していると認められる関係を有すること
- （２）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- （３）自らまたは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- （４）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- （５）役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．甲及び乙は互いに自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （５）その他前各号に準ずる行為

３．甲または乙は相手方が暴力団員等もしくは本条第１項各号のいずれかに該当することが判明し、若しくは本条第２項各号のいずれかに該当する行為をしたとき、又は本条第１項に基づく表明確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した時は、何らの催告をせず本契約を

解除することができるものとし、相手方はこれにより生じた損害について何らの請求をしないものとする。

第 14 条(管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 15 条(協議事項)

本契約に定めのない事項、および本契約書の各条項の解釈に疑義を生じた時には、甲乙協議の上解決するものとする。

本契約締結の証として、本書(PDF)を甲乙それぞれ各1通を保管する。

令和 年 月 日

(甲) ㊞

住所:

氏名:

電話番号:

(乙) ㊞152-0004

住所:東京都目黒区鷹番3-13-5 シャンボール学芸大学101

氏名:ユキカタ整骨院 行方雅人

電話番号:03-3716-4030

